

電子制御装置整備対象作業の 経過措置期間が終了しました！

令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、該当作業を行うには新たに認証が必要となり、施行の際に事業として経営していた作業のみ、4年間の経過措置が設けられていましたが、

令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了しました。

経過措置終了後は電子制御装置整備対象車両の、

- ・スキャンツールをつないでのエーミング
- ・カメラ・レーダーの取り外し、取り付け角度の変更
- ・カメラ・レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパー・グリル)、窓ガラスの脱着

などの作業は、電子制御装置整備の認証を受けていないと**作業を行うことができません。**

特定整備制度の詳細については、国土交通省HP又は最寄りの運輸支局等まで

特定整備

検索

 国土交通省 四国運輸局

